

市長交際費の支出及び公表の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長又はその代理の者が市政の円滑な執行を図るため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、適正な執行と透明性の確保を図るため、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出範囲等)

第2条 交際費は、市政の執行上密接な関係にある者、市政について功績が顕著であった者又はその他市長が特に必要と認める者との交際において、社会通念上妥当と認められる範囲内で必要最小限の額を支出できるものとし、支出範囲及び支出項目は次のとおりとする。

(1) 慶祝費

祝賀会、記念式典等お祝いに関する行事等に支出する経費

(2) 弔慰金

葬儀における香典、供花等について支出する経費

(3) 会議・参加費

各種団体等の主催する総会等に出席する場合の会費・参加費又は会費相当分に支出する経費

(4) 激励費

個人、団体が各種大会、行事等に出場、参加する場合又は海外に派遣される場合において表敬訪問を受けた際に支出する経費

(5) 賛助金

各種団体等の活動趣旨に賛同し支出する経費

(6) 渉外費

外部との公の意見交換、情報収集又は折衝に必要な経費で、土産等の購入及び会議等に支出する経費

(7) 市長賞経費

市長賞に必要な経費

2 前項各号に規定するもののほか、市長が特に必要と認めるときは、予算の範囲内で支出することができる。

(支出額等)

第3条 前条に規定する交際費の支出区分及び支出内容等の支出基準は、別表1に定めるとおりとする。

(公表)

第4条 交際費は、公表するものとし、公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出額
- (4) 支出内容

2 前項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末日までに行うものとする。

3 公表の方法は、別表2の様式により市ホームページに掲載することより行うものとする。

4 公表は、天理市個人情報保護条例（平成15年12月天理市条例第40号）の規定に基づき、個人情報の保護に十分配慮して行われなければならない。

(見直し等)

第5条 この基準は、交際費の支出内容及び支出額について社会経済状況の変化等を十分考慮し、適正な執行に努めるとともに適宜必要な見直しを行うものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成28年1月15日から施行する。

附則

この基準は、令和３年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

市長交際費支出基準

区分		支出内容	支出額	摘要
慶祝費		祝賀会、記念式典等への参加に要する経費。叙勲及び褒章等受章者並びに各種スポーツ等の全国大会等に出場した場合については、別に内規を定める。	1 万円以内	会費が記載されている場合はその額
弔慰金	弔電又は お悔み状	別に内規を定める。		
	板櫓等	別に内規を定める。		
	香典	別に内規を定める。		
	盛籠	別に内規を定める。		
	生花	別に内規を定める。		
会議・参加費		総会等への参加に要する経費	1 万円以内	会費が記載されている場合はその額
激励費		別に内規を定める。		
賛助金		各種団体等の活動趣旨に賛同し支出する経費	5 千円以内	市費から負担金又は補助金等を受けていない団体等に限る。
渉外費		外部との公の意見交換、情報収集及び折衝に必要な費用で、土産等の購入及び会議等に支出する経費	その都度定める額	
市長賞経費		市長賞に必要な経費	その都度定める額	

別表 2（第 4 条関係）

市長交際費支出状況

（ 年 月分）

支出年月日	支出区分	支出額（円）	支出内容
合 計	件		
累計（4 月～ 月分）	件		